第3次つくばみらい市行財政改革大綱(案) <平成27年度~平成29年度>



平 成 2 7 年 月 茨城県つくばみらい市

目 次

1.	行財政改革大綱の見直しに当って	1
2.	行財政改革の基本的な考え方	2
3.	推進体制	3
4.	行財政改革大綱イメージ	4
5.	行財政改革の基本方針	5
6.	行財政改革の改革項目	7
1	自立した行財政運営の推進	
2	協働によるまちづくりの推進	
3	行政組織・体制の強化	
4	行政経営システムの強化	
5	人材の育成	
6	民間活力導入の推進	
7.	行財政改革の内容	8
1	自立した行財政運営の推進	
	(1) 健全な財政基盤の強化	
2	協働によるまちづくりの推進	
	(1) 市政情報の共有化の推進	
	(2) 市民活動への支援	

	3	行	示政組織・体制の強化		
		(1)	行政体制の整備		
		(2)	行政組織の改革		
	4	行	示政経営システムの強化		
		(1)	新行政運営手法の導入		
		(2)	人事管理制度の充実		
	5	人	、材の育成		
		(1)	職員の資質向上		
	6	月	に間活力導入の推進		
		(1)	指定管理者制度の活用		
		(2)	民間委託・民営化の推進		
8		行	財政改革サイクル	1	1
9	•	参	考資料	1	2

1. 行財政改革大綱の見直しに当って

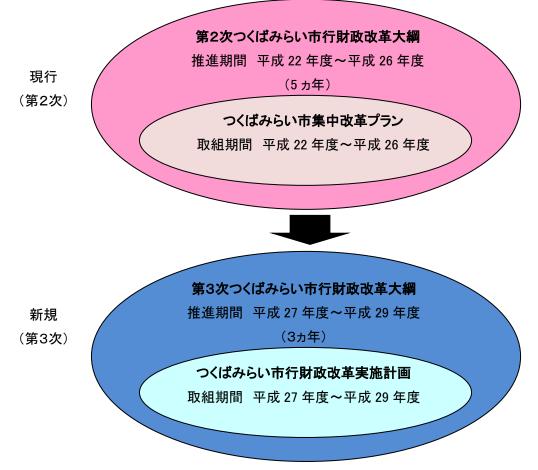
近年, 長引く景気の低迷や社会保障費の増加等を要因として, 国・地方ともに財源不足が大幅に拡大しており, 極めて厳しい状況にあります。

本市においても、医療や福祉等の社会保障費関係経費や老朽化した公共施設等の改修費用に加えて、将来の人口減少に備えた対策などの経費の増加が見込まれ大変厳しい状況となっており、今後、将来にわたって行政サービスを維持向上させていくためには、安定した財政基盤を構築していく必要があります。

本市ではこれまで、平成19年3月に第1次、平成22年3月に第2次の「行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的・効果的な行財政運営の確立に向けた取組を進めてきました。

現行の第2次行財政改革大綱の推進期間が平成22年度からの5年間となっており、平成26年度で終了となります。しかしながら、行財政改革に終わりはありません。行財政改革を引き続き推進するため、第2次の行財政改革大綱の見直しを行い、平成27年度を起点とした「第3次行財政改革大綱」を策定します。

なお, 第 2 次までの「集中改革プラン」につきましては, 名称を変更し「行財政改革実施計画」といたします。



2. 行財政改革の基本的な考え方

行財政改革を不断に推進していくため、行財政改革の基本理念を次のとおり 設定します。

<基本理念>

安定した行財政基盤による自立したまち

本市を取り巻く状況は、地方分権による権限の移譲、高度情報化社会の進展、 地球規模での環境問題の深刻化、市民ニーズの多様化などさまざまな課題に 直面しています。さらに、つくばエクスプレス開業後、みらい平地区は順調な 開発により人口が増加しているものの、従来からの地区では人口が減少傾向で あり、今から将来の人口減少に備えた対策を講ずる必要があります。

また近年では、地域間競争時代に突入しており、市の魅力を市内外に発信することにより、つくばみらい市を選択し住んでいただき、そして住み続けていただく環境整備が重要となっています。

このようなことから、市民と行政が協働してまちづくりを進める行動計画「つくばみらい市総合計画新基本計画」の重点施策である『"みらい"を担う子どもたちに誇れるまちづくり』の実現に向け、本市が将来にわたって健全な財政運営を維持し、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくす三ム主義の更なる徹底と市民目線・民間の発想を取り入れ、より効果的・効率的な行財政運営の確立を目指します。

また、市民サービスの質の向上及び職員の更なる人材の育成についても組織的な取組を行っていきます。

3. 推進体制

推進体制については、市長を本部長とする行政改革推進本部、その下部組織として、市長公室長を代表とする行政改革推進本部幹事会を設置し、職員の全員参加を基本に、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき改革を推進していきます。

また、市民を代表する委員で構成する行政改革懇談会を設置し、助言等を受けながら行財政改革を推進していきます。

庁内組織

行政改革推進本部

本部長:市長

本部員:副市長・教育長・各部長等

所掌事務

●行財政改革大綱の策定、行財政改革大綱 の進行管理

●その他行財政改革に係る重要事項の審議

付託報告

行政改革推進本部幹事会

代表幹事:市長公室長幹 事:関係課長等

所掌事務

- ●本部会議に付議すべき議案の調整
- ●本部長の命を受けた案件の処理

報告

意見を反映

行政改革懇談会

委員:市政について優れた識見を 有する市民 10 人以内で構

成

任期:3年 所掌事務

- ●行財政改革の必要事項の審議
- ●行財政改革の推進状況の管理
- ●行財政改革推進本部に対する 助言

意見

4. 行財政改革大綱イメージ

行財政改革の必要性や基本的な考え方を整理し、行財政改革のイメージを 以下のように示します。

≪つくばみらい市を取り巻く課題≫

- ●成長型から成熟型への転換期への対応(人口構成の変化、価値観の変化、産業形態の変化)
- ●グローバル時代到来への対応 (地球規模での環境問題,経済の国際化,技術革新と人々の交流拡大)
- ●依存から自立への変革、自治体としての安全安心の強化 (安全安心のまちづくり、地方分権型社会への移行、地域の独自性・主体性の 重視、個人の自主選択)
- ●連携・協力が自治体の総合力を高める時代に (市民と行政の連携、自治体相互の連携、男女共同参画)



≪行財政改革の基本理念≫

安定した行財政基盤による自立したまち

- ●社会経済情勢変化への対応
- ●市民サービスの向上
- ●魅力ある自治体づくり

- ●従来の枠組みにとらわれな い行財政運営
- ●新たな行政課題に対応でき る組織の強化と人材の育成

行財政改革の基本方針

実現のため

1自立した行財政運営の推進

6 民間活力導入の推進

2協働によるまちづくりの推進

5人材の育成

3 行政組織・体制の強化

4 行政経営システムの強化

5. 行財政改革の基本方針

基本理念の達成に向け基本方針を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

1. 自立した行財政運営の推進

合併特例債等による広域道路網の整備促進や,新たな教育施設の整備に加え, 庁舎等の改築・改修など財政負担が大きくなってきており,今後とも財政状況 は厳しい見通しです。今後急速に進む少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に 財政運営が適切に対応し,自主的で自立した財政運営を図るため,自主財源の 確保及び歳出の効率化を図り,健全な財政運営に努めます。

2. 協働によるまちづくりの推進

市民と行政とがお互いにパートナーとして協働し、これからのまちづくりを 推進していくためには、本市が目指す将来のまちの姿をお互いが共有する中で 市民に対し行政活動の計画及び結果等の説明責任を果たすことはもちろん、 公開が可能な情報については積極的に発信・提供するなど市政の透明性を高め、 市民の理解と信頼を確保する必要があります。

このため、施政方針をはじめとした本市の様々な情報について、より分かり やすい形で積極的に市民に提供するとともに、幅広い市民の声を聞く機会を拡 充し、情報を共有することにより、市民との協働に向けたより良い環境づくり を行います。

3. 行政組織・体制の強化

多様化,細分化する行政課題に対応し,市民サービスの向上を図るため組織・機構の再編と同時に業務を直接執行する職員数の適正化や適正配置を進め,これに対応した組織体制の強化について全庁的に取り組んでいきます。

また、生活圏の広域化や多様な市民ニーズに応じて、市の区域を越える行政 需要や地域間の共通課題への対応については周辺自治体と連携を図り広域行政 を推進します。

4. 行政経営システムの強化

現在実施している行政評価システムの更なる充実を図り、総合計画新基本計画に掲げる各施策を達成するため、事業の重点化や見直しを進めます。

また、現在の深刻な財政状況を克服し、持続可能な財政運営を実現するとともに、市民に理解される適切な処遇制度等により、市政を担う職員一人ひとりの質の向上を図るために能力主義による人事評価制度を更に発展活用し、個々

の職員の意識改革を行います。

5. 人材の育成

分権型社会への対応と、経営的観点からの行財政運営の推進を図るためには、 経営感覚や市民の視点に立ったサービス精神の育成など、職員の意識改革を図 ることが必要となります。

また、新しい時代の流れや地域・市民ニーズの変化に対応して的確に課題を 把握し、独自の政策を推進するためには、創造的な政策形成能力・問題解決能 力を有する士気・能力の高い人材が求められています。

このため、職員の意識改革と人材の育成を進め、職員の資質の向上を図ります。

6. 民間活力導入の推進

民間の役割の増大や深刻化する雇用情勢を踏まえつつ、行政としては民間における就業機会の拡大や民間市場の形成を視野に入れた市政運営に努めていく必要があり、民間と競合すると認められる分野については積極的に民間委託を進めていきます。

また、市が管理運営する公的施設の指定管理者制度の活用や民間委託・民営 化の推進についても事務事業の見直しを徹底し、公的関与の妥当性を検証し民 間活力導入の推進を図ります。

6. 行財政改革の改革項目

行財政改革の基本方針に基づき、改革項目を以下の通り設定し、行財政改革 を推進します。

基本方針	改革項目
1自立した行財政運営の推進	(1)健全な財政基盤の強化
	自主財源の確保
	歳出の効率化
2協働によるまちづくりの推進	(1) 市政情報の共有化の推進
	広報・広聴の充実
	市政の透明性の確保
	(2)市民活動への支援
	市民活動・地域活動の支援
3 行政組織・体制の強化	(1)行政体制の整備
	施策目的に応じた組織づくり
	職員配置の適正化
	(2)行政組織の改革
	組織のスリム化・効率化の推進
	広域行政の充実
4 行政経営システムの強化	(1)新行政運営手法の導入
	行政評価システムの強化
	事務の効率化と高度情報化の推進
	(2)人事管理制度の充実
	人事評価・処遇制度の構築
	給与等の適正化
5人材の育成	(1)職員の資質向上
	職員研修の充実
	職員の意識改革
6 民間活力導入の推進	(1)指定管理者制度の活用
	指定管理者制度適用事業の拡大
	(2)民間委託・民営化の推進
	委託事業の見直し

7. 行財政改革の内容

1. 自立した行財政運営の推進

(1) 健全な財政基盤の強化

市税等の収納率を向上させ、歳入の確保を図るとともに、受益者負担の あり方の見直しなどにより、自主財源の確保に努めます。

また、補助金の見直しなど、効率的な補助金制度の確立を目指します。 入札制度における公共工事の更なる適正化に努め、公共工事の全てのプロセスにわたって総合的なコスト縮減に取り組み歳出の効率化を進めます。

2. 協働によるまちづくりの推進

(1) 市政情報の共有化の推進

積極的な情報発信を基本とし、市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行を始め、ホームページや観光大使など様々な手段による PR 活動を積極的に推進します。

また、市民と市長との対話の場を設け、市政に関する市民意識を把握するとともに、市民参加のまちづくりを推進します。

さらに、市の持つ情報については、積極的にパブリックコメントや情報 の開示、提供に努めます。

(2) 市民活動への支援

地域での様々なコミュニティ活動やボランティア活動を支援するとともに、活動団体の発掘・育成に努め、市民活動や地域活動がより多くの市民参加により自主的・自律的に展開される環境づくりを支援します。

3. 行政組織・体制の強化

(1) 行政体制の整備

地方分権の進展に伴い,新たに生まれる行政需要に対し,施策目的に応 じた弾力的で機動力に富んだ組織づくりに努めます。

また、職員の適正管理については、事務事業の見直しや組織機構の見直 しの徹底を図りつつ、多様化する市民ニーズや行政課題に迅速に対応でき るよう職員数の適正化を図り、適正な職員配置に努めます。

さらに、臨時職員、嘱託職員、再任用職員については、それぞれの雇用 の条件と形態に応じた効果的な活用に努めます。

(2) 行政組織の改革

多様化・細分化する行政課題への対応,市民サービスの向上を図るため 組織・機構のスリム化・効率化に努めながら総合的・横断的な課題への速 やかな対応に努めます。

広域行政で実施している事業については、構成自治体との連携を強化し、 業務の効率化を図りながら多様化する行政ニーズに応じ近隣市町村との更 なる連携を図ります。

4. 行政経営システムの強化

(1) 新行政運営手法の導入

行政評価について、質の高い行政の実現と市民の視点に立った成果重視 の行政への転換を目指し、効果的な行政評価システムの推進を図ります。

また、事務の効率化、高度情報化を図るため、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付について検討するとともに、行政が保有するデータを二次利用が可能な取組を推進し、企業等が効果的に利用し、新たな価値を創造できるよう努めます。

(2)人事管理制度の充実

職員数の適正化や適材適所への配置を進めていくためにも、人材育成基本方針に基づいた職員を育成するとともに、職員の勤務意欲が高められるような人事評価制度の充実に取り組みます。

給与等は国をはじめ、県内他市等の状況との均衡を図るなど、市民の理解が得られるような給与や職員手当等の適正化に取り組みます。

5. 人材の育成

(1)職員の資質向上

市民が求める人材を育成するため、計画的・効果的な職員研修を充実させ、職員の能力向上に努めます。

また, 先進的な取り組みを行う自治体への視察や様々な講演会・研修会など参加機会の充実を図り, 幅広い知識の習得を図ります。

職員の意識改革については、常に改善・改革に取り組みながら業務を遂行するという職場風土を醸成し、行政サービスの質の向上に努めます。

6. 民間活力導入の推進

(1)指定管理者制度の活用

指定管理者制度は、今後とも積極的に導入推進を図っていきます。指定に当たっては、現行の利用料金の有料化や維持管理費用の見直しを実施し、利用料金の徴収や施設の維持管理費の支払いを含めた包括的な協定を結び実施します。

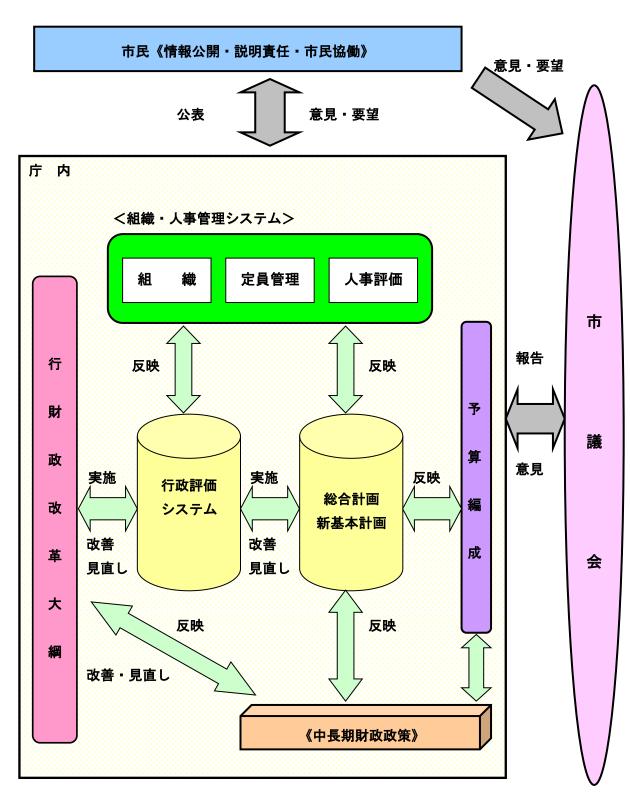
(2)民間委託・民営化の推進

施策や事業手法の選択に当っては、行政と民間との役割分担を明確化し、 可能なものについては積極的に民間に委ねていきます。

なお、すでに民間委託を実施しているものについても、そのメリットである市民サービスの向上と経費の節減・合理化が図られているかなどについて検証を行います。

8. 行財政改革サイクル

行財政改革大綱に基づき、行財政改革のサイクルを以下のようにする。



9. 参考資料

用語説明

※ 行財政改革大綱

今までの行政サービスを本質から見直し、一層の歳出削減・歳入確保を図り、簡素にして効果的・効率的な行政運営を行っていく必要があることから、様々な行政課題を解決するため、各自治体における様々な改革を積極的、計画的に推進するための基本的な取り組みを示した指針。

※ 行財政改革実施計画

行財政改革大綱に基づき、行財政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するため、 改善・改革事項について可能な限り目標を数値化し、住民にわかりやすく取り組みを 示した計画。

(第2次行財政改革大綱までは「集中改革プラン」としていました。)

※ 行政評価システム

行政が実施する政策・施策や事業について、「どのような成果があったのか」「当初 想定した成果が着実に上がっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うも の。

「PLAN(計画)⇒DO(実施)⇒CHECK(評価)⇒ACTION(見直し)」という事業評価サイクルを確立することにより、行政活動の「質」を高め、市民サービスの向上を目指すもの。

※ 人事評価制度

職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果等を一定の基準と手続きに基づいて、 定期的に把握し、人事施策に活用する仕組み。仕事の評価と職員の評価を通じて、望 ましい仕事を追求し、職員の自らの行動を変え、組織の活力を高める。

※ パブリックコメント

行政機関の政策立案過程で住民の意見を聴く制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページなどを通じて素案を公表し、住民に対して意見を求め、それを最終的な意思決定に反映させる。

※ 指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。